

令和8年6月定例会 政策総務常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和8年6月3日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和8年6月3日（水） 午前 9時04分
閉 会 日 時	令和8年6月3日（水） 午前10時42分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金澤 孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	金子 雄一 川崎 葉子 矢島 洋文 小泉 晋史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 5 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 9 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長	藤崎 秀也
市長政策室副室長兼	
秘書課長	富田 真久
総合政策課長	吉野 智和
秘書課副参事	中島 達也
(総務部)	
総務部長	関根 正
総務部副部長	中根 哲
総務部参事兼	
職員課長	小林 健介
総務課長	大橋 昌宏
契約検査課長	田沼 健司
ICT 推進課長	松本 康治
やさしさ支援課長	黒巢 弘路
総務課副参事	藤平 健司

(財務部)

財務部長	鈴木 誠司
財務部副部長	原口 佳之
財政課長	高田 大輔
資産管理課長	山岸 晃
税務課長	野口 豊和
収税対策課長	宮澤 多喜也
税務課副参事	金子 智之
会計管理者	小川 裕子
参事兼会計課長	佐々木 志万子
監査委員事務局長	服部 和代
吹上支所長	戸ヶ崎 徹
川里支所長	金子 学

書 記	國島 清文
書 記	大谷 直樹

（開会 午前 9 時 0 4 分）

（委員長） それでは、これから令和 8 年 6 月鴻巣市議会政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名させていただきます。矢島洋文委員と小泉晋史委員をお願いをしたいと思います。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第 45 号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第 49 号 令和 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分の議案 2 件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算についてはページ数及び事業名を先に述べてから質疑をいただくようお願いをいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの方法でご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長） ご異議なしと認め、決定をさせていただきます。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第 45 号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（税務課長） おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第 45 号の鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、個人市民税では、一定の公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書について提出義務の範囲を拡大するほか、

特定暗号資産に係る譲渡所得等について、新たに申告分離課税及び繰越控除の制度を創設するものでございます。

また、固定資産税では家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものです。なお、施行日ですが、個人市民税の一定の公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書につきましては令和9年1月1日から、特定暗号資産に係る譲渡所得等につきましては、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から、固定資産税の免税点につきましては、令和9年4月1日からとしております。

議案第45号の説明につきましては以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（矢島）それでは、議案第45号について質疑を行います。

初めに、公的年金の部分なのですが、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務が拡大をするということですが、なぜ提出義務の拡大をしなければならないのか、その背景と理由についてお聞かせください。

（税務課長）お答えいたします。

令和7年度税制改正により、所得税では基礎控除の金額が引き上げられたことに伴い、65歳以上の方の公的年金等について、源泉徴収の対象としない範囲がこれまでの158万円未満から205万円未満に拡大されました。この結果、所得税の取扱いでは、年金収入が205万円未満の方については、扶養親族等申告書の提出が実質不要となっております。一方で、個人住民税では改正がなかったため、従来どおり所得割は155万円超、均等割は148万円超で課税対象となります。そのため、年金収入が148万円または155万円を超え、205万円未満の方については、所得税では申告書の提出が不要でも、個人住民税では配偶者や扶養親族の情報を把握できないと適正な課税ができない場合があります。こうした状況を踏まえ、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の

範囲を見直すことになったものでございます。

以上です。

（矢島） ちょっと因果関係がよく分からないのですけれども、所得税法で扶養控除等申告書というものを提出しなければならない、給与所得等があった場合には扶養控除等申告書の申告義務があると思うのですけれども、これと公的年金の関係の扶養親族等申告書の関係性についてをお聞きをします。所得税法のほうで扶養控除等申告書の提出が義務づけられているので、それに対応できないのか、改めて地方税法のほうで、ましてや鴻巣市の税条例のほうでもこのような改正をしなければならない、その理由についてお聞きをいたします。

（税務課長） 所得税と個人住民税につきましては、それぞれ国及び地方公共団体を課税主体とする独立した税体系です。そのため、所得税法に扶養親族等申告書に関する規定があったとしても、その情報を個人住民税の課税に利用するには、市税条例に明確な法的根拠が必要となります。このため、年金受給者の扶養情報を両税で共通に活用できるよう、市税条例にも同様の規定を設け、情報の取得、利用及び提供に関する法的整合性を確保するものです。

以上です。

（矢島） 非常に、もっと効率的に、この扶養控除等の申告書でしたり、扶養親族等の申告書というものは、もっと効率的に提出したりとか、その情報を得たりとかというのができるのではないかなと思います。何せ同じ紙なのですから。だから、どうしてこう分けなければならないのかなというところが甚だ疑問だったのです。今お話を伺っていて、そのとおりなので、法が違うので、それぞれに根拠を持たせなければならないというのはごもっともな話なのですけれども、例えば国の動向等を考えたときに、この扶養控除等の申告書と扶養親族等の申告書について、今後の取扱いについては何かしらの議論がされているのか伺います。

（税務課長） 現状では扶養親族等申告書について、年金受給者は年金支払い者に対して扶養親族等申告書を出す形になりますので、その情報を受けて、年金支払い者のほうが税務署なり市区町村のほうに年金支払い

報告書を提出するということになっておりますので、もう特段年金受給者の方にとっては、2つに出すとかというところではないので、特段そういった議論はされていないかなというふうには思っております。

以上です。

（矢島）では、次です。

暗号資産の関係なのですけれども、そもそもこの暗号資産の定義についてお伺いします。

（税務課長）お答えします。

金融商品取引業者の登録簿に登録され、国内の暗号資産取引所が取り扱う暗号資産のうち、当該業者を通じて譲渡されたものを言います。なお、全ての暗号資産が対象となるものではありません。具体的な銘柄としましては、ビットコインやイーサリアムなどがございます。

以上です。

（矢島）この暗号資産についてですけれども、この金融資産というのは日本政府が当然認めている金融資産ということではよろしいのでしょうか。それで、その銘柄についてはこの2つだけという答弁だったと思うのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

（税務課長）銘柄については、具体的な銘柄として今2つ挙げさせていただいたのですが、ビットコインやイーサリアム以外にもたくさん暗号資産のほうはございます。

それから、日本政府が認めている金融資産なのかということでございますが、暗号資産につきましては、日本政府が法定通貨のように価値を保証する金融資産として認めているものではありませんけれども、資金決済に関する法律において、一定の財産的価値を有するものとして位置づけられており、交換業者に対する登録制度や利用者保護の枠組みが整備されております。したがって、暗号資産は政府が価値を保証する資産ではございませんが、法令上の枠組みの下で流通取引が認められている資産となっております。

以上です。

（矢島）国が価値を保証しない資産にもかかわらず、法で様々な、例え

ば今回でも、繰越控除の関係でも、一般的に繰越控除というのは損失者への一つの救済措置の考えからある措置だと思うのですけれども、それがこの価値を保証していない資産に対しても適用させるというのは、公平性の面から見てもいかがなものかなと。まず、先ほども言いましたけれども、価値を保証しないわけで、社会的にこの資産というのが認知されて通用しているものなのかどうかというのが非常に疑わしい。見方を変えたと、本当にごく一部の特定の者に対する制度なのではないかなと。しかも、今回の改正では、先ほども言いましたように、損失者への一つの救済措置的な部分があるわけですから、それを法を改正していいのかなという議論というのはどういうふうに結論づけたのでしょうか。

（税務課長）暗号資産につきましては、預金保険制度のように元本や価値を公的に保証する仕組みは設けられてはおりませんが、資金決済法に基づきまして、交換業者の登録制や利用者資産の分別管理など、一定の利用者保護措置が講じられております。また、先ほどもございましたけれども、損失の繰越控除については、課税の公平性を確保する観点から認められる制度でありまして、暗号資産については価格変動が大きく、所得が年ごとに変動し得る特性を踏まえまして、令和8年度の税制改正において、その適用が認められたものでございます。これによりほかの金融資産、金融所得との課税の均衡が図られているというふうに考えております。

以上です。

（矢島）先ほども少し答弁の中で出てきましたけれども、それだけの金融資産であれば、一般の預金保険制度のような保護制度、1,000万までは保証するとかって、そういう適用というのはこの暗号資産には適用があるのでしょうか。

（税務課長）預金のような公的に保証する仕組み、制度についてはございません。

（矢島）あともう一つ疑問に思っているのが、この施行日が具体的に何月何日となっていないことはどうしてかというのは、上の、別な法律がまだ法案が可決されていないからだと思うのですけれども、その状況で

税法のほうを改正する必要性について伺います。失礼、税法ではないですね。税条例のほうを改正しなければならない理由について伺います。

（税務課長）施行日は未定でありまして、実務やシステム対応の準備、納税者への周知の観点から、あらかじめ法令整備を行う必要があると考えております。

以上です。

（矢島）いつかは改正しなければならないので、先にやってしましようということなのですが、公示送達電子化のときもそうだったですよ、施行日が未定だったのですが。全て条例改正等において統一的な見解というのはどこかの部署が当然持っているのでしょうか、この手のことというのは、例えば上位の法律が決まってから条例改正も当然できると思うし、専決することも可能かもしれない、そういう中でどうして先に条例改正をしてしまうのか。例えば別な法律が可決されてから条例改正することも可能なのではないかな。どうしてそういう不確実なときに条例を改正するのか。施行日が未定ですとか、何々法が改正された日の属する年の翌々年の1月1日なんていう非常に分かりづらい施行日にする必要はないのではないかなと常々、先ほども言いましたけれども、公示送達電子化のときにも申し上げたのですが、今このタイミングでする必要はないのではないかなと思うのですが、それはどういう見解を鴻巣市としては持って、施行日が不確実なものについても先行して改正をするのか、そこを伺います。

（税務課長）先ほども申し上げましたとおり、施行日が未定でありまして、実務やシステム対応の準備、納税者への周知の観点から、あらかじめ改正のほうを行っております。

以上です。

（矢島）では、次ですけれども、セルフメディケアの関係と住宅取得の借入金の関係の適用期限を延長するということですが、その理由について伺います。

（税務課長）セルフメディケーション税制につきましては、高齢化に伴う医療費の増大や医療資源の制約を踏まえ、軽度な不調については、市

販薬による自己対応を促進することを目的として、平成30年度に創設されたものですが、その後も医療費の増大が続いていることを踏まえ、セルフメディケーションの普及を図る観点から恒久化、延長が行われたものでございます。

また、住宅ローン控除の延長につきましては、住宅取得に対する需要を維持、促進することで景気の安定的な回復を図るとともに、国民の居住の安定確保に資する観点から行われたものです。あわせて、物価上昇や金利環境の変化等により住宅取得を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、住宅取得に係る負担の軽減を図る必要があると判断されたものでございます。

以上です。

（矢島）医療費、薬価等の高騰というのは、いつまでということとは言えないと思うのです。今後についても上がっていくだろうというような想定をできて、国もいろんな形でこ入れをしているのは事実です。そういう中で、何で期限を設けるの。期限を設けて延長、延長としていくのか。もう逆に期限を設けなければいいのではないかなと思うけれども、それほど社会情勢の変化に敏感に薬というものが影響されるものなのかどうなのか、課税サイドとしてどういうふうに考えているのかということと、住宅借入れの関係ですけれども、やっぱり国等々が推奨しているのであれば、こちらのほうもお尻を決めることなく、また延長、延長することなくいくべきだと思うのですけれども、この利用者の見解について伺います。

（税務課長）制度の延長につきましては、やはりいろいろな技術革新ですとか、医療の進歩等もございいますので、そういった観点からある程度期限を決めて延長をして、またそのときの情勢によって少しこの中身をモデルチェンジをして、また再度延長するというようなことでやっているということで、恒久的にというところではなくて、延長というふうにしているのかなと思います。ただ、O T C医薬品については、適用期限のほうで恒久化がされております。

以上です。

（矢島）次に、固定資産税です。今回の免税点の引上げの背景と理由についてまず伺います。

（税務課長）令和7年6月13日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025において、物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準値や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的、網羅的に点検し、見直しを進めることとされております。この政府方針等を踏まえまして、地方税制全般を対象として基準額、閾値の点検を行った結果、固定資産税に係る免税点の見直しを行うこととしております。以上です。

（矢島）この免税点の引上げの効果について、鴻巣市ではどういうふうに見込んでいるのか伺います。

（税務課長）固定資産税における家屋及び償却資産の免税点の引上げにつきましては、小規模な資産保有者の税負担の軽減が図られると考えております。一方で、その分の税収は減少すると見込んでおります。以上です。

（矢島）具体的に算出はしていない。見込額については、件数、それから減額になる金額については、算出をしていないということでしょうか。

（税務課長）令和7年度の概要調書によりますと、本改正による件数及び影響額につきましては、家屋につきましては271件で約93万円、償却資産につきましては63件で約145万円の減収が見込まれております。以上です。

（矢島）これで物価高騰に対する、例えば納税者の負担の軽減とかにはなるのかどうかというのは甚だ疑問であって、今回の免税点の引上げについては、免税点を算出する根拠となるものの物価が上がったから免税額を引き上げたということで、どちらかというとな納税者負担の軽減にはつながらない、あまり大きな効果はないというふうに解していいのでしょうか。

（税務課長）金額的には、それほど大きな影響額のほうはないというふうに考えております。

（矢島）では、これも施行日の関係なのですからけれども、固定資産税は賦課期日が毎年１月１日でということになっているかと思うのですけれども、この施行日が４月１日になっている理由について伺います。

（税務課長）固定資産税につきましては、賦課期日である毎年１月１日において、課税客体、納税義務者及び課税要件を確定し、その年の４月１日から始まる年度分の税として課税されます。なお、価格の決定は地方税法第410条の規定により毎年３月31日までに行うこととされており、免税点の判定は当該価格決定後に行われることとなります。
以上です。

（矢島）例えば令和７年６月の定例会で個人市民税の改正が行われたときの施行日、１月１日だったのですけれども、市民税と固定資産税は違うのだよと言われてしまえばそこまでなのですからけれども、では令和７年６月定例会の市民税の改正が１月１日であった理由は、どうして１月１日なのか。４月１日ではなくて、１月１日なのか伺います。

（税務課長）固定資産税につきましては、賦課期日である１月１日において課税客体等を確定し、その年の４月１日から始まる年度分の税として課税される年度課税の仕組みを取っていることから、施行日が４月１日とされております。これに対しまして、市民税につきましては、前年の所得に基づき、その年の１月１日現在の状況に応じて課税する暦年課税の性格を有していることから、施行日が１月１日とされております。
以上です。

（矢島）非常に微妙なところで、分かりづらいのですけれども、例えば固定資産税、１月１日が賦課期日で課税客体の把握をするのですよ、税の確定は４月１日ですよ、例えばその間に縦覧があって、縦覧を経て初めて税が確定をするのではなかったでしたっけ。あくまで４月１日ではないのでしたっけ。縦覧が済んだ後でないと税の確定はできないのではなかったかどうか伺います。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前 9 時 3 3 分）



（開議 午前 9 時 3 3 分）

（委員長）休憩を解いて会議を開きます。

（税務課長）申し訳ありません。縦覧については 4 月 1 日からということでございますけれども、価格の決定については 3 月 31 日までにを行うこととされております。

以上です。

（矢島）市民税についても、暦年課税はそのとおりなのですが、それは暦年で所得を把握するということで、課税をしているのは 4 月 1 日なりなのではないで、その後なのではないですか。所得等を把握するのは暦年で、1 月 1 日から 12 月 31 日で把握をして、実際に賦課決定をするのはその後なのではないですか、伺います。

（税務課長）市民税のほうは、確かに 1 月 1 日の状況に応じてということでございますが、市民税については特別徴収と普通徴収で、またその賦課決定の期日等も異なっております。

（矢島）いつなのですか。

（税務課長）例年特別徴収のほうは 5 月に納税通知書のほうを発送いたしますが、普通徴収については 6 月に発送をしております。

以上です。

（矢島）発送日ではなくて、賦課を決定した日というのはいつなのでしょうか。要は固定資産税も 1 月 1 日が賦課期日で、1 月 1 日の状況で課税客体を把握するというのと、市民税も 1 年間、1 月 1 日から 12 月 31 日まで、同じではないかなというふうに考えたのです。実際にその時点で把握をして、例えば年度、令和 8 年度だったら令和 8 年度の税金として幾ら払ってくださいというふうな流れになるのではないのでしょうか。課税する客体だったりとか、所得を把握するのは、そういった形で把握する、ある一定の時点で把握するのだけれども、賦課徴収をするのはその年度ごとに賦課徴収をするのですよね。するのだと思うのです。そうすると、日付はどうしても、例えば令和 8 年度だったら令和 8 年度の日付になるのではないかな。そういう中で、先ほど言ったような令和 7 年 6 月の個人市民税の関係の施行日が 1 月 1 日だというのはどうしてなので

すかって。何で1月1日なのですか。今回の固定資産税は賦課期日の1月1日ではなくて、4月の、これも1日ですよと。だから、これはどうしてですかというところが聞きたかったのです。

以上です。

（税務課長）固定資産税については、やはり先ほども申した縦覧という制度がございますので、1月1日の状況で4月に課税を行うというような形だと思っております。一方市民税については、特段そういった縦覧制度等はないので、1月1日の状況、要は住民票の登録のある住所地のほうで前年中の所得を基に翌年度に課税を行うというような形になっているのかなというふうに考えております。

以上です。

（川崎）それでは、公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書の提出についてなのですが、今いろいろご説明はあったのですが、もう一度市民の目線で、提出する必要がある方と、提出する必要のない方について説明をお願いいたします。

（税務課長）令和7年度税制改正によりまして、所得税では基礎控除の引上げに伴いまして、65歳以上の方の公的年金等について、源泉徴収の対象とならない範囲がこれまでの158万円未満から205万円未満に拡大されております。この結果、所得税の取扱いでは年金収入が205万円未満の方については、扶養親族等申告書の提出は実質不要となっております。一方で、個人住民税につきましては、同様の改正が行われていないため、従来どおり年金収入が148万円または155万円を超える場合には課税対象となることから、配偶者控除や扶養控除の適用を受けるためには申告書の提出が必要となっております。

以上です。

（川崎）それでは、これまで本市ではどのようにしていたのか、また実際に不利益が出ていたのかどうかについて伺います。

（税務課長）本市におきましては、これまでも制度に基づき扶養控除等の適用を受ける場合には扶養親族等申告書の提出を前提として課税事務を行ってまいりましたが、申告書の提出がなされていない場合には控除

の適用が受けられず、結果として本来より税負担が増加する可能性があります。今回の改正は、こうした状況を踏まえまして、扶養控除等の適用に当たり、申告書の提出が必要であることを制度上より明確にしたものとなっております。

以上です。

（川崎）これまで不利益が生じる可能性があった、市民の側に、というお話でございましたけれども、そのような例があつて市役所のほうに困つたという相談があつたり、実際そのようなことがあつたのかどうかについて伺います。

（税務課長）相談といいますか、実際扶養親族等申告書を出されていない場合については、年金報告書のほうにそういった控除のほうの記載がございませんが、その後市県民税の申告で扶養控除等追加をしていただければ、住民税については適正な課税がなされますので、そういったご相談があつた場合については、市県民税のほうの申告を受けております。以上です。

（川崎）そうしますと、改正後、これは市民にとっての市民サービスへの影響ということについてお伺いをしたいと思います。また、そのようになったということの市民への周知が必要になってきますので、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

（税務課長）本改正によりまして、扶養控除等の適用に係る要件や手続が明確となり、納税者にとって分かりやすい制度となるとともに、適正な課税につながるものと認識をしておりますので、本市としましても申告手続の周知や案内を丁寧に行つてまいりたいというふうに考えております。

（川崎）それでは、固定資産税のことについてお伺いをいたします。先ほど家屋の免税点の引上げの影響、また償却資産の免税点の引上げの影響については、金額的なものでお示しをいただきました。額としたらば、確かに市民にとってみたらば、必ずしも多くはないわけですが、多少なりとも軽減はされると。その代わり市にとっては、当然ながら税収が下がるということがあります。このことについて、金額の話で

はなく、事務効率の点でどのような影響、メリットがあるのか考えるのか伺います。

（税務課長）本市における影響としましては、やはり定額課税に係る事務負担の軽減が図られるというふうには考えております。

以上です。

（川崎）こちらについても、市民への周知はどのように考えているのか伺います。

（税務課長）税制改正につきましては、ホームページですとか市の広報紙のほうで、以前もそうですけれども、今回も同様に周知のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）ちょっと1点だけ質問いたします。

今回の税制改正ということで、いろいろこれから事務処理をするかと思うのですが、これ附則でもありますけれども、いろいろ期日も違うと、いろいろな関係もありますので、これ関係する部課所についてもこれから調整ということで段取り必要かとは思いますが、先ほど川崎委員からもありましたけれども、事務等への影響とか、市民への影響とか、言ってみれば、それとシステムの変更とか、いろいろ多額の事務変更のために要するのかなと思うのですが、その点についてはどういう段取りで、どのような感じで行われるのかお伺いいたします。

（税務課長）制度改正に伴うシステム変更につきましては、ベンダーとよく調整のほうをしまして、課税漏れ等がないように、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

（坂本）前任者とちょっとダブるところもあったりすると思うのですが、質問していきたいと思えます。

まず、固定資産税の免税点引上げについてなのですが、今回の免税点引上げにより、鴻巣市において課税対象外となる家屋及び償却資産は何件程度見込まれるのか伺います。

（税務課長）免税点の引上げに伴って、家屋のほうで271件、償却のほう

では63件ほどが課税から非課税になってくるのかなというふうに考えております。

（坂本）課税対象外となる方への周知は、どのように行うのか伺います。

（税務課長）個別通知等はいませんが、先ほども申し上げたように、ホームページですとか広報、あとはラインですとか、そういったものを使いまして周知のほうを行ってまいります。

（坂本）では、次に移ります。

公的年金等受給者の扶養親族等申告についてです。提出義務の範囲拡大により、鴻巣市内の対象者はどの程度増加すると見込んでいるのか伺います。

（税務課長）こちらの数字なのですが、令和7年度の課税状況調べの年金特別徴収の対象の方が1万5,025人いらっしゃいます。扶養親族等申告書につきましては、受給者が年金支払い者のほうに提出をする形になっておりますので、こちらのほうでは、申し訳ありません、ちょっと人数等の把握はできません。

以上です。

（坂本）把握できないのは分かりました。

それでは、高齢者からの問合せ増加が予想されますが、窓口対応体制は十分なのか伺います。

（税務課長）こちらについては、問合せ等がありましたら、親切丁寧な接客のほうを心がけますとともに、体制については十分な体制を整えて臨みたいというふうに考えております。

以上です。

（坂本）では続きまして、暗号資産課税について伺います。

特定暗号資産取引に係る申告分離課税等の導入に伴って、鴻巣市における納税者数や税収への影響をどのように見込んでいるのか伺います。

（税務課長）現在暗号資産については、その他の雑所得ということで申告のほうがされておりますので、こちらとして何人申告をされているというところがちょっと把握できておりません。また、法律については、現在国会のほうで審議がされておりますので、仮に今年法律のほうが施

行されますと、令和10年1月1日以降の取引が対象になってまいります
が、そうしますと市民税のほうでは11年度の課税からということになっ
てまいりますので、ちょっと現状ではその影響額等は算定のほうができ
ません。申し訳ありません。

（坂本）それでは、市として申告相談や職員研修などの対応は予定して
いるのか伺います。

（税務課長）申告分離課税につきましては、基本的に税務署のほうで申
告は受けていただくことになりますので、市の申告会場では基本的には
分離課税については申告は受けておりません。ただ、税務署のほうで申
告期間の前に研修等がありますので、そういった中で申告分離課税につ
いての研修等もあるかと思いますので、市のほうに市民の方から問合せ
等があった場合については、親切丁寧に回答のほうをしたいというふう
に考えております。

以上です。

（坂本）それでは続きまして、セルフメディケーション税制の延長につ
いて伺います。

医療費控除の特例について、鴻巣市民の利用実績はどの程度あるのか、
また制度延長の周知をどのように行うのか伺います。

（税務課長）こちらのセルフメディケーションを实际利用されている方
につきましては、令和7年度の課税状況調べの人数で申し上げますと
46人となっております。実際の控除額については、約7万円ぐらいの減
収というふうになっております。また、周知については、先ほどと同様に
ホームページですとか広報等を使いまして、周知のほうはさせていただ
きたいというふうに考えております。

以上です。

（坂本）それでは、最後になりますけれども、今回の法改正によって、
家屋免税点の引上げとか、それから償却資産免税点引上げ、暗号資産課
税、その他の改正を含めて、今回の改正によって市税収入への影響額は
総額幾らになるのか、把握しているようであれば伺います。

（税務課長）総額については、申し訳ありません、ちょっと把握ができ

ません。固定資産税については、先ほど申し上げましたとおり、家屋と償却合わせて約238万円ぐらいの減収になるのかなというふうには考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

まず初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時55分）

（開議 午前10時19分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（川崎）それでは、11ページの訴訟事務委託料の14万1,000円が計上されておりますけれども、今ご説明はありましたが、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

（総務課長）お答えいたします。

住民票の除票の不交付決定を不服とした審査請求に係る事務、具体的には公表された行政不服審査会の答申書の内容により精神的損害を被ったとして慰謝料の支払いを求める訴訟について、さいたま地方裁判所において、原告の請求には理由がないものとして棄却とする判決がありました。原告が判決内容を不服として、本年4月7日付で東京高等裁判所に控訴を行った旨の確認が取れたため、控訴審の着手金となる訴訟事務委託料を計上したものです。

以上です。

（川崎）それでは、同じページであります企画費庶務事業の返還ということで、こちらもご説明ありましたけれども、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

（総合政策課長）では、返還金の内容についてご説明をさせていただきます。

こちらは、令和5年度と6年度に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらの交付を受けまして、低所得者世帯支援枠及び不足額給付分の給付金、定額減税一体支援枠として給付事業を行いましたけれども、こちらにつきまして、事務費の執行額が交付された限度額の上限まで達しなかったため、その差額を返還するものでございます。

以上です。

（川崎）同じページになります。SDGs推進事業についてであります。こちらは、財源内訳更正ということですので、県のふるさと創造資金、重点政策連動事業補助金を、そこに充ててということで、充当して行う事業ということだと思っておりますけれども、こちらの内容については、SDGs推進啓発コーナーの設置という内容でよろしいのか、何かほかにあればご説明をお願いいたします。

（総合政策課長）お答えいたします。

委員ご質問のとおり、今回の財源更正につきましては、歳入予算のほうで上げさせていただいております県のふるさと創造資金、こちらの交付決定を受けて財源更正を行うものでございます。今回の県の補助金の申請に当たりましては、本市のSDGs推進に向けた取組を官民連携によるSDGs価値創造事業（P.19「SDGs価値共創事業」に発言訂正）として取りまとめまして、市や市民、事業者等、様々なステークホルダーが連携、協働し、新たな価値の創造を目指すということを目的としてございまして、内容としてはSDGsに関する市や市民、事業者等の情報の発信と共有、こういったものを事業の柱として申請してございます。具体的な事業内容としては、大きく2つになりまして、1点目が委員のご質問ございましたSDGs推進啓発広報の事業でございます。2点目は、こうのとりのSDGsパートナー、こちらの皆様のSDGsに関する取組の事例発表会、こちらを予定してございます。

以上です。

（川崎）事業の内容については分かりました。

今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

（総合政策課長）具体的なスケジュール、先ほど2つの柱、事業の関係申し上げましたけれども、ともに秋のコーナーの設置、発表会の開催を今予定しておるところでございます。

以上です。

（坂本）前任者とちょっとダブるところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、9ページの県重点政策連動事業補助金についてですけれども、具体的な事業内容、また鴻巣市としてどのような効果を期待しているのか伺います。

（総合政策課長）坂本委員の答弁の前に、先ほど川崎委員に私のほうで答弁した内容でちょっと言い間違いがございましたので、発言の訂正をお願いいたします。

先ほどふるさと創造資金の申請の内容の関係で、本市の事業の取りまとめた内容を官民連携による「SDGsの価値創造事業」というふうに申

し上げてしまったのですが、「SDGsの価値共創事業」、共に創る共創事業でございました。おわびして訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいま発言の訂正がございました。了承願います。

なお、字句その他整理については、委員長にお任せください。

（総合政策課長）失礼いたしました。続けて……

（委員長）どうぞお願いします。

（総合政策課長）坂本委員のご質問、県重点政策連動事業補助金の内容ということ、また市としてどのような効果を期待しているのかというようなご質問だったかと思っております。こちらにつきましては、埼玉県で市町村の主体的な取組を支援するための県の補助金として、県のふるさと創造資金というものがございます。こちらにつきましては、県のふるさと創造資金大綱に基づいて交付されておりますもので、市町村提案・実施型事業、県政策連動型事業、災害等対策事業に大別されております。今回本市が申請した内容につきましては、市町村提案・実施型事業のうち、市町村が実施する魅力ある地域づくりに資する事業である、魅力ある地域づくり事業の県重点政策連動事業として採択されたものでございます。こちらでの補助金の活用により、今回の申請に当たりましては、本市のSDGs推進事業に向けた取組を官民連携によるSDGs価値共創事業として取りまとめて、市や市民、事業者等、様々なステークホルダーが連携、協働し、新たな価値の創造を目指すことを目的としておりまして、県の補助金を活用することで、これらの事業推進を図っていききたい、そのような効果を望んでおる、期待しておるところでございます。

以上です。

（坂本）今回の事業は単年度事業なのか、それとも今後継続を想定しているのか伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

今回の補助金、県の事業となることから、あくまでも推測となりますけれども、補助金の趣旨が市町村の主体的な取組を支援するための補助金であること、またこれまでの経緯を踏まえると、継続するものではない

かなというふうに見込んでございます。しかしながら、同じ内容で採択されることは難しいことから、これまでもこの補助金の活用に関しては、本市のSDGsに関する推進について、少しずつ内容を変える工夫をして行っております。今後につきましても、県との情報交換を進めながら、補助金の有無等を確認しまして、事業推進に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

（坂本）続きまして、同じページの財政調整基金繰入金5,000万円ということで、今回の補正予算では財政調整基金から5,000万繰り入れているが、補正後の基金残高見込みについて伺います。

（財政課長）お答えいたします。

今回の2号補正予算編成後の残高につきましては、約23億3,000万円を見込んでおります。

以上です。

（坂本）物価高騰や今後の財政需要を踏まえ、基金水準をどのように考えているのか伺います。

（財政課長）お答えいたします。

本市では、一般的に適正規模とされている標準財政規模の5%から10%を目安に基金残高を維持できるよう努めておりますが、令和8年度の予算編成方針におきましては、令和8年度末の基金残高の目標値として、令和元年度から令和5年度までの年度末残高の平均値となる30億円を設定しております。

以上です。

（坂本）次に移ります。

11ページ、行政不服審査会運営事業についてです。提案理由の説明の中で、令和7年7月という提示がありまして、当委員会の所管ではないのですが、市民課の、同じページなのですけれども、住民基本台帳事務事業の訴訟事務委託料について、これも令和7年7月という説明がありました。これは、関連があるのかについて伺います。

（総務課長）お答えいたします。

処分としましては同一の処分となりまして、市民課にて住民票の除票の写しの不交付決定処分を行ったことによりその不服があり、先日審査請求がなされました。そこで、総務課にて行政不服審査会を開催して答申を行ったという流れになりまして、もともとは市民課による処分が起因となっているものです。

以上です。

（坂本）もう少し詳しい経緯が、それ以上話せるものがあれば伺います。

（総務課長）市民課が担当課である住民票の除票の不交付決定取消し請求事件の概要ですが、主に令和5年8月18日付で妻の住民票の除票の写しの不交付決定処分がなされたことを不服として、その不交付決定の取消しを求める審査請求が起こったものです。その後行政不服審査会において審議を行いまして、令和6年11月11日付で当該審査請求を棄却する答申を行いました。そして、その答申書を行政不服審査会の規定に基づきまして、総務課で個人情報が入らない状態でホームページに公表しました。その後、原告より、その答申書の中でDVの加害者という表現を用いたことで社会的な評価を低下させ、精神的損害を受けたとして、慰謝料の支払いを求める訴えが提起されたものでございます。

以上です。

（坂本）詳細は大体分かりました。

そうすれば、一般的な話をちょっと質問させていただきます。行政不服審査運営事業について、近年の審査請求件数の推移はどうなっているのか伺います。

（総務課長）お答えいたします。

過去5年間の審査請求件数の推移ですが、令和3年度が3件、令和4年度が2件、令和5年度が2件、令和6年度がゼロ件、令和7年度が1件、今年度がゼロ件となっております。

以上です。

（坂本）それでは、市民にとって利用しやすい制度周知はどのように行っているのか伺います。

（総務課長）お答えいたします。

まずは、審査請求の対象となる処分、決定につきましては、個々の処分を行った通知に審査請求を行うことができる旨の説明書きである教示文というものを記載することになっております。また、審査請求につきましては、市のホームページに概要を記載するとともに、国の統一的な制度でございますので、詳細は総務省のホームページに具体的な行政不服審査法の手続の説明が記載されているため、リンクを張り、御覧いただくようにしております。

以上です。

（坂本）ちょっと次に移ります。

同じ11ページの企画費庶務事業、返還金についてです。企画調整事業における返還金257万円の内容及び返還理由について伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度と6年度に国の交付金の交付を受けて低所得者世帯支援枠及び不足額給付分の給付金、定額減税一体支援枠として給付事業を行いましたけれども、こちらにつきまして事務を執行したのですけれども、その執行額が交付された限度額の上限まで達しなかったと、こういったことからその差額分を返還するものでございます。以上です。

（坂本）そうすると、当初見込みとの差異が生じた要因をどのように分析しているのか伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、交付金を検討する際の積算時点での課税情報を基に試算した支給見込み件数と、実際の対象者の件数とで差異が生じたこと、また本人からの申請による支給につきましては申請ベースとなるため、そちらが見込みを下回った。また、給付実績が見込みを下回ったことに伴いまして、その給付に伴う業務量に関連する役務費、こちらが執行残が生じたものというふうに承知しております。

以上です。

（坂本）次に移ります。

同じページの、先ほどの下のSDGs推進事業です。SDGsの理念を

地域課題解決のためにどのようにつなげていこうと考えているのか、最後に伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

S D G s、17のゴールございますけれども、こちら人口減少や地域経済の縮小等の地域課題にもつながるものというふうに捉えてございます。こうしたことから、第6次の鴻巣市総合振興計画では、施策ごとに関連性が高いゴールを明記し、各施策の推進によりS D G sの達成を目指しておりまして、S D G sのゴールの達成と本市のまちづくりの推進を一体的に進めているところでございます。こちらにつきまして、引き続き市行政はもちろん、市民や事業者の皆さんと連携、協働して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ございませんか。

（なし）

（委員長）それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもって政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思います。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前 10 時 42 分）